自動車保管場所届出書（別記様式第2号）記載例

登録自動車 登録
軽自動車 軽

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分 登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	AB-CD123	CD123-1234567	長さ 487 センチメートル 幅 176 センチメートル 高さ 149 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	長崎市尾上町〇番〇号		
自動車の保管場所の位置	長崎市尾上町〇番〇号 （変更前 旧 保管場所の位置 ）		
※ 保管場所標章番号			

上記の事項について届出をします。

〇〇〇 警察署長殿

記載日または提出日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒（ 850-8548 ）

届出者
住所 長崎市尾上町〇番〇号
（095） 〇×△局 0110番
ﾌﾘｶﾞﾅ ナガサキ タロウ
氏名 長 崎 太 郎

自動車検査証又は譲渡証明書に記載してある内容
※数字とアルファベットを明確に記入してください。

生活の拠点となっている住所や事業実態のある所在地

保管場所（駐車場）の所在地
（変更前：保管場所の位置のみ変更した場合記入してください）

保管場所の位置を管轄する警察署名

・ 届出者は、実際に自動車を使用する個人または法人
・ 個人の場合は、住民票と一致する住所氏名
・ 法人の場合は、印鑑証明または所在証明と一致する所在地、法人名とその代表者名

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては、「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8条において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては、「変更」の文字を〇で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては、「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を〇で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
（1）自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
（2）自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（（1）に該当する場合を除く。）。
5 4（1）に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
※ 同一場所における従来の保管場所証明（届出）車両

旧所有車両の車台番号（車両入れ替え時）

【車台番号】
【処分内容】 1．廃車 2． 下取り（下取り先 ） 3． その他（ ）

連絡先	日中連絡がつく連絡先や代理申請者の連絡先 など

※ 業として代理行為を行うことは、行政書士以外は、法律で禁止されています。